

起案用紙（産業建設常任委員会記録伺）

(1号)

議 長	副 議 長	委 員 長	事 務 局 長	局 長 補 佐	係 長	担 当	文 書 取 扱 主 任
起 案 日	令和3年1月27日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決 裁 日	令和3年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	四 議 第 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 02			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 (公開)		四万十市情報公開条例第9条に該当 ()	
簿冊番号	04 - 04						
委員会名	産業建設常任委員会			会議年月日	令和2年10月29日(木)		
				会議時間	10時00分～12時00分		
出席委員	委 員 長	宮本 幸輝		委 員	酒井 石		
	副 委 員 長	山下 幸子		委 員	廣瀬 正明		
	委 員	小出 徳彦					
	委 員	山崎 司		欠席委員			
	委 員	大西 友亮					
その他	委 員 外 議 員	寺尾 真吾					
執行部出席者	観光商工課長	朝比奈雅人					
	観光商工課長補佐	金子 雅紀					
	観光商工課観光係長	佐竹孝一郎					
	観光商工課 商工・雇用対策係長	坂本 和代					
	農林水産課長	小谷 哲司					
	農林水産課補佐	田中 雄一					
	文化複合施設整備 推進室副参事	山本 聡					
事務局	局 長	西澤 和史					
	総 務 係	上岡真良那					
記 録							
<p>令和2年9月定例会において、継続調査となった所管事項の調査のため委員会を開催しました。 その概要については以下のとおりです。</p>							

■委員長挨拶により開会。

■最初に所管事項の調査を行った。

●まず、GoToキャンペーン及び地域クーポン事業について執行部より説明を受け調査を行った。

【説明：朝比奈観光商工課長】

GoTo キャンペーンについては、コロナ禍における観光産業の掘り起こしや需要喚起について、国が4事業を構えている。

まず、『GoTo トラベル』についてだが、観光産業は旅行業や宿泊業の他、貸切バス・ハイヤー・タクシー・レンタカー・飲食業・物品販売等、裾野が非常に広く、地方経済を支える重要な産業であるところ、新型コロナウイルス感染症発症直後から深刻な影響を受けている。感染拡大の防止と観光振興の両立を図る必要がある、そのためにも安心して観光・旅行のできる環境を整えることが重要である。観光関連事業者と旅行者の双方に感染拡大防止策の実施を求めること。多種多様な旅行・宿泊商品の割引や、旅行先の土産物店・飲食店・観光施設・交通機関等で幅広く利用できる地域共通クーポンの発行により、観光客の流れを地域に取り戻し観光地全体の消費を促すことで、地域経済の好循環を創出すること。GoTo トラベルは、ウィズコロナ時代における「安全で安心な新しい旅のスタイル」を確立し普及定着させるものである。

具体的には、国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の35%割引に加え、10月1日以降は旅行先で使える地域共通クーポン（旅行代金15%相当）が付与される。国の支援額は1人1泊2万円（日帰り旅行では1万円）が上限で、連泊や利用回数の制限はない。例を出して説明すると、例えば1泊2日4万円の旅行商品の場合、まず、旅行会社に旅行代金65%分の26,000円を支払う。代金支払い時、もしくはチケット受取り時等に旅行会社から15%相当の6,000円分のクーポンが付与される。そのため、差引2万円で旅行ができるというものである。また、これは交通費宿泊費等が対象で、「等」とはホテルで夕食や朝食を付けても対象になるということである。オンライントラベルエージェント（OTA）を利用しても同じで、この場合は電子クーポンが付与され、ホテルのチェックイン時にクーポンを貰うことが出来る。なお、1泊2日5万円の旅行商品の場合は、旅行代金として36,000円を支払った後、6,000円分のクーポンを受け取るため、実際には支援上限額2万円との差額3万円で旅行が可能となる。次に、日帰り旅行の場合は、1万円の旅行商品の場合、まず、旅行会社に65%分の6,500円を支払う。その後、15%相当の1,500円のクーポンを貰うことになるが、四捨五入して実際には2,000円のクーポンを受取るため、実質4,500円で旅行ができる事になる。なお、旅行会社を通さず宿泊先へ直接手続した場合の交通費は対象外である。

この地域共通クーポンについてだが、効力は旅行期間中のみで、宿泊地もしくは隣接県に限定して使用可能となっている。例えば、高知県に宿泊した場合は、高知県もしくは四国他3県でしか使用できず、他県に比べて使用可能な地域が少ない。10月16日時点の市内登録店舗数は139と、伸び悩んでいる印象がある。国の事業ではあるが、登録店舗数は旅行先を選ぶ判断材料の一つにもなるため所管課としても取り組みを進めていきたい。なお、139には小売業やガソリンスタンド等も含まれており、飲食店数は42。飲食店については後程ご説明するGoTo Eat事業と一緒に推進していく必要があるため、GoTo Eat事業の委託先として予定されている中村商工会議所及び西土佐商工会に、地域共通クーポン事業の参加店舗拡大や宣伝PR等もお願いしたいと考えている。財政課とも協議中だが、その場合は急ぎの事業になるため予備費で対応させていただきたい。

次に『GoTo Eat』については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛により甚

大な影響を受けている飲食業に対し、農林水産省が期間を限定して官民一体型の需要喚起を図る事業である。感染症対策の取り組みを頑張っている飲食店と、食材を供給する農林漁業者を応援するもので、県内飲食店で使えるプレミアム食事券の発行や、オンライン飲食予約サイトを通じたポイント付与を実施する。高知県での事業名称は「高知県 GoTo Eat キャンペーン」。発行者は「GoTo Eat 食事券発行事業コンソーシアムこうち」で、高知商工会議所を代表事業者として、高知県商工会連合会、四国銀行、高知銀行等で結成されている。プレミアム率 25%、高知県での発行総額は 62.5 億円。この内、ファミリーマートでの販売分が 45 億円、商工会及び商工会議所分が 12.5 億円となっている。発行枚数は 500 円券で 1,250 万枚。ファミリーマートでは 1 セット 8,000 円（額面 1 万円）の販売で、購入は 1 人 1 回につき 2 セットまで。商工会等では 1 セット 4,000 円（額面 5,000 円）の販売で、1 人 1 回 5 セットまで。それぞれ、以降残があれば何回でも購入できる。販売開始は 11 月 2 日からで、ファミリーマートで購入する場合はスマホ等で公式ホームページへアクセスし、事前に購入登録が必要。参加店舗数は、昨日の公表時点で県内 1,201、市内 72、幡多全体では 157。四万十市は高知市の 651 に次ぐ県内 2 番目の多さである。

なお、先程ご説明したように、市内の地域共通クーポンに参加登録している飲食店は 42 件だが、実は地域共通クーポンの飲食店に認められるためには GoTo Eat に登録する必要がある。GoTo Eat は接待を伴うスナックやカラオケを使用した場合は対象外で、パーティーションで仕切る等、外食持続継続のためのガイドラインや県の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに沿った取り組みが必要となっている。「カラオケを中止し、パーティーションの設置や入場制限をかけると採算が合わない」という意見もあるようで、登録に手を上げてくれないような話も聞いている。このように、地域共通クーポンの参加店舗数が伸び悩んでいる状況の一つに、GoTo Eat 登録のハードルが高いことが考えられる。そのため、今後も登録店舗数は伸びると思うが、私達としては何百店舗というように爆発的に増加するイメージは持っていないところである。

次に『GoTo 商店街』については、商店街等が 3 密対策等の感染拡大防止対策を徹底しながらイベントを実施する等、周辺地域で暮らす消費者や生産者等が地元や商店街の良さを再認識するきっかけとなる取り組みを支援する事業である。消費者や生産者との接点を持つ商店街が自らイニシアチブをとり、率先して地元の良さの発信や、地域社会の価値を見直すきっかけとなる取り組みを行うことで、地域の暮らしと商店街の活性化につなげることがねらいである。

オンラインの活用も含め、地元商店街の良さを再認識するきっかけとなるような商店街イベント等の実施や、地域の良さの再発見を促すような新たな商材の開発・プロモーション等が対象で、事業期間は令和 2 年 12 月 1 日から令和 3 年 2 月 14 日まで。事業者は、①法人格を有する商店街振興組合、事業協同組合、商工会等の組織、②中小企業、小規模事業者に限る民間事業者等、③その他法人化されていない上記①に類する 10 人以上の共同体のいずれか。実施場所は申請者の所在エリア及び隣接エリアとなっている。事業費上限額は 1 者で実施する場合は 330 万円、2 者以上の場合は 330 万円掛ける申請者数プラス 550 万円で、最大でも 1 申請当たり 1,540 万円までとなっている。イベントをする際に必要な経費が対象で、概算払いの検討もあるように聞いているが、基本的には精算払い。そのため、事業者が事前に資金を準備する必要があるが、補助率 50% 等ではなく対象経費は全て経費に見て貰えるようである。基本的に事業体と国の事務局間での委託契約だが、商振連等が事業主体となるため、実施したいという声があれば市としても側面支援していきたいと考えている。

最後に『GoTo イベント』については、詳細が明らかになっていないので今日の説明からは割愛させていただきたい。

続いて、GoTo キャンペーン以外の事業として、幡多広域観光協議会が事業主体として実施している『はた旅クーポン』についてご説明する。事業期間は8月1日からで、終了はGoTo トラベルに合わせて1月31日まで。はた旅クーポン付宿泊プランで予約して頂いた旅行者に対し、1人1泊5,000円のクーポン（500円券10枚綴り）を発行するもので、事業費総額5,000万円、発行枚数1万枚（500円券で10万枚）の事業である。なお、発行枚数10万枚に対し、ホテルや旅館等の部屋数・収容人数等に応じて四万十市へ割り当てられた枚数は3万9,770枚。10月20日時点の市内参加店舗数は宿泊施設22、取り扱い店舗272。この内飲食が133程度で、これにはスナックやバーが50程含まれており、GoTo 事業に比べて若干多くなっている。事務費や広告費等を含めた事業負担額合計は6,140万円。この内、四万十市の負担は2,467万7,000円で、割合にして40.2%である。

次に、8・9月の実績を見ると、市内で500円券20,693枚が換金されており、全体の換金枚数に対して46.3%と、事業負担割合を若干上回っている。また、8月の各種集計を見ると、市内ホテル等での配付枚数6,754枚に対し、市内での消費枚数は9,527枚で、配付枚数よりも消費枚数が多く、他市町村で配付されたものが市内で多く消費されていることがわかる。その他、市内の業種別換金状況を見ると、居酒屋・スナック等が36.9%、飲食店では9.2%と、約半数が飲食店や居酒屋・スナック等で消費されている。旅行者及び参加店舗の双方から好評も得ており、これ等のことから、本市において非常に事業効果が高いものと分析している。なお、市内のクーポン付宿泊プランは既に予約満室となっているため、新たに予約頂くことはできないが、順次クーポンが消費されることで、今後も市内にお金が入って来るものと捉えている。

続いて、『食べて！遊んで！お土産も！四万十市クーポン事業』は9月補正で認めていただいた市の事業で、はた旅クーポンとほぼ同じ内容になっている。クーポン付宿泊プランを予約すると市内登録店舗で利用できる5,000円のクーポンが付いてくるキャンペーンで、観光誘客と合わせて地域での消費を喚起し、観光振興と地域経済の活性化を図るものである。発行数2万冊、総額1億円で、期間は令和3年1月1日から6月30日までを予定している。四万十市は1・2月の宿泊客が少ないため、四万十市版クーポン事業を実施することで、GoTo トラベルやはた旅クーポン以降も切れ目なく、5月の連休頃まで誘客を図りたいと考えている。はた旅クーポン加盟店舗へ引き続き加入をお願いし、新たな店舗へも登録募集をかけるつもりでいる。

【質疑：山崎委員】

GoToトラベルについて、自家用車の行程で直接宿泊施設へ申し込んだ場合はどのようなのか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

自家用車は行程が旅行商品に含まれないため、宿泊先と直接やり取りするか、旅行会社を通じての申し込みになる。直接予約した場合はチェックイン時に、旅行会社を通じた場合は出発前の代金支払い時に15%相当のクーポンを受け取ることが出来る。

【質疑：山崎委員】

全ての宿泊施設が対象ではないと思うが、どのようにしたらわかるのか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

GoToトラベルに加盟している施設のみが対象で、申し込む際にホームページ等で確認いただく必要がある。

【質疑：山崎委員】

15%のクーポンはどこへ持って行けば使えるのか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

県や市町村によっては紙で周知しているところもあるようだが、基本的には自分で各県

のGoToトラベル事務局ホームページ等を確認いただくことになる。

【質疑：廣瀬委員】

宿泊施設に泊まって、屋形船にも乗って、食事も付ける等、旅行代理店等で色々なオプションがついた場合もGoToトラベルの割引対象になるということか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

ケースバイケースで確認は必要だが、個人で宿泊先を予約して、各種体験等を申し込んだ場合は宿泊しか対象にならないと思われる。一方で、屋形船昼食付コース等の体験・宿泊・交通手段がセットになった旅行商品であれば、対象になるものと理解している。

【質疑：大西委員】

はた旅クーポンに登録している飲食店舗数は133程度。GoTo Eatが72、地域共通クーポンが42。GoTo Eatに登録しないと地域共通クーポンの対象にならないということだが、GoTo Eatさえクリアすれば簡単に手続きできるものなのか、それともまだ段階があるのか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

GoToトラベルは観光庁、GoTo Eatは農林水産省と、所管も事業開始のタイミングも違っており、まずGoToトラベルが始まったので飲食店はその申請を行っていた。しかし、後発のGoTo Eatの要領を見ると、Eatの登録を完了しないと地域共通クーポンの登録完了を認めないということであった。そのため、先に始めていた地域共通クーポンの登録に保留が掛かり、Eatの登録を待って保留が解除される流れとなった。保留解除を待っている飲食店もあれば、単純にEatにしか登録をしていない等、色々なパターンがあると思われる。

【質疑：大西委員】

例えば、地域共通クーポンには登録せずに、GoTo Eatに登録する飲食業はどのようなものか。せつかくEatに登録できたのであれば、地域共通クーポンも登録した方が良いと思うが、どんな理由があるのか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

おっしゃるとおりで、所管課としても両方に登録してもらいたい。そこで、先程少し申し上げたように予備費を使い、商工会議所へ地域共通クーポンの掘り起こしをお願いしたいと考えている。

【質疑：大西委員】

是非掘り起こして、どんどん加盟店を増やしてほしい。それと、GoToトラベルは急に始まった印象があるが、宿泊施設等の混乱や問い合わせはあったか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

制度開始以降の市への影響について、電話で聞き取り調査を実施したところ、宿泊業では「例年10月の稼働率は6から7割程度のところ、今年は平日も満室の状態」「GoToトラベル開始以降は平日の予約も多く、週に3から4組程の県内客もある」「ゴールデンウィーク等を休業したため、年間トータルでは例年並みになると推測している」「1泊2日3万円等の、恩恵を最大限貰えるような高い単価のプランから予約がある」という声や、一方で「GoToキャンペーン開始以降は単価の割と安いビジネスホテルも予約が埋まっている」という情報も入っている。GoTo事業により、宿泊業にはかなりお客様が帰って来た印象を持っている。

●次に、市有林分収林について、執行部から報告を受けた。

【説明：小谷農林水産課長】

まず、市有林分収林の分集権についてご説明する。分収林とは、大正3年に地域の所有する山林を、土地も含めて旧村が無償で提供を受けたもので、山林経営で収入を得た場合、「その収入の2分の1」を市有林分収林の管理等を行う地区保護組合に交付する、という

ものである。提供を受けた際に締結した「村對保護組合契約」には、次のとおり条文が謳われており、基本事項としては、「各部落有林として、その部落住民の入会林に属していたのを、大正3年『将来における入会地の荒廃を防ぎ、かつ部落民厚生の実をあげるため』無償で村有林に統一したものである」となっている。このように、土地については当時の富山村と東山村に提供を受けた訳だが、檜や杉等の植えられている木については、収益が出た際は半分ずつにしようというものである。なお、地区保護組合数は12地区、分収林面積は合計1,950ヘクタールである。

市としては、平成19年頃までは山を育てる方向で整理して来たが、国や県の補助事業の充実に伴い、最近は農林事業を活用して計画的に搬出間伐を行っている状況で、近年は経費を差し引いても黒字になる山が出てきている。また一方で、組合員の高齢化や、保護組合の中には分集権を子供に引き継げない・地区から離れると権利を失う等の条件があることから、市に分集権を買取ってもらいたいという要望が寄せられるようになってきた。そのため昨年度、庁内の政策調整会議で今後の分集権の取り扱いについて協議した結果、搬出間伐及び皆伐等により市に入る収益の範囲内で、地区保護組合と協議して分集権の買取りを検討していく事となった。

現在、8地区と協議中で、大西ノ川地区・上古尾地区・竹屋敷地区については市に買取って欲しいという要望があるため、議会に承認いただければ来年度中の買取りに向けて進めていきたい。買取り費用は、山林経営で得たお金から経費を差し引いた後、地区と半分ずつにした範囲内になると思われる。参考に近年の収益状況を見ると、大西ノ川地区では令和元年度に搬出間伐6ヘクタールで収入160万円余り。今年度に搬出間伐5.59ヘクタールで収入114万円余り、皆伐16ヘクタールで収入703万円余り。2ヶ年の合計収入が979万5千円余りで、地区と市で折半して分集金は489万7千円余りとなる。今年度中に搬出間伐7ヘクタールと皆伐16ヘクタールの計画があるため、更に収益が見込められると思われる。竹屋敷地区でも同様に、令和元年度に搬出間伐7ヘクタールで収入100万円余り。今年度に皆伐17ヘクタールで収入870万円余り。合計975万3千円余りで、分集金は487万6千円余りである。

要望がある3地区については、令和3年度の造林事業及び分集権買取り計画を立てており、買取り予定面積は大西ノ川地区126ヘクタール、竹屋敷地区127ヘクタール、上古尾地区147ヘクタールである。地区と協議して買取り価格を結び、来年度には買取る方向となっている。

【質疑：山崎委員】

間伐と皆伐は地区の要望に沿うのか、誰が決めるのか。また、入札は市が業者を決めてやるのか、オープンでやるのか。それと、買取り価格はどのようにして決めているのか。

【答弁：小谷農林水産課長】

市の方に整備計画があり、育てていくべき山であれば間伐、成熟していれば皆伐といった具合に決定している。また、皆伐の場合は一山いくらか買っていたかという入札を行い、最も高価な価格を提示した方に買ってもらう。なお、搬出間伐の場合は木材市場で一定の単価が決まっているため、それ掛ける搬出量ということになる。

買取り価格は、市に入る収入の範囲内で行えばどうかという話になっている。例えば、先程ご説明したように、大西ノ川地区での分集金は489万円となっているため、その金額の範囲内で交渉することになる。すぐに売らず、間伐して山を育てていくことになると、次のタイミングは15年先という計画になり、売るに売れなくなってしまう。地元には「今の内に早く売りたい」という要望があるため、市にとっては大変有利な価格で買取りできるのではないかと考えている。

【質疑：廣瀬委員】

皆伐した場合、昔のように「植樹して、時々草刈りすれば良い」ではなく、フェンスや

網等で害獣防止策をとる必要があると思うが、その手立てはどうか。

【答弁：小谷農林水産課長】

皆伐の後は禿山にせず、新たに造林する。その際には鹿等に芽を食べられないように対策を講じながら新植していく。

■次に、所管外の報告事項について企画広報課から報告を受けた。

— 小 休 —

○四万十市文化複合施設整備について

— 正 会 —

■次に、行政視察について協議を行った。

— 小 休 —

— 正 会 —

【宮本委員長】

実施日：11月16日から11月18日

視察先：函館市役所…都市景観形成に向けた取り組みについて

青森県大間町Yプロジェクト(株)…地たびツアー、あおぞら組・Yプロジェクトの取り組みについて

青森県大間町役場…大間町地域農業再生協議会の取り組みについて

- ・新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、視察先のステージが引き上がった際は視察中止の可能性もあり得ることを確認した。

— 小 休 —

■事務局より連絡事項

○災害用簡易組立トイレのデモについて、案内を周知した。

— 正 会 —

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し委員会を終了した。